

〔資料4〕

相談支援事業及び元気ショップ(障害者授産品
販売促進事業)について

春日井市福祉課

平成 19 年 8 月

目 次

1	春日井市地域生活支援事業規則抜粋	1
2	春日井市地域自立支援協議会要領	2
3	春日井市地域自立支援協議会名簿	4
4	春日井市内の相談支援事業	5
5	障害者相談支援センター事業所別相談件数	6
6	相談記録集計票	7
7	元気ショップ案内ちらし	8
8	春日井市障害者授産品販売促進事業要領	9
9	元気ショップ売上げ実績報告	11
10	関連新聞記事	13

1 春日井市地域生活支援事業規則抜粋

(地域自立支援協議会)

第5条 相談支援事業を効果的に実施するため、春日井市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

相談支援事業の運営評価等の実施に関すること。

困難事例への対応のあり方に関する協議、調整等に関すること。

地域の関係機関によるネットワークに関すること。

地域の社会資源の開発及び改善に関すること。

相談支援事業の機能の強化に関すること。

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

相談支援事業を行う者

法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者及び第22条の指定地域生活支援サービス事業者

保健及び医療関係者

教育及び雇用関係者

障害者関係団体の代表者

優れた識見を有する者

前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

5 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

春日井市地域自立支援協議会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日井市地域生活支援事業規則(平成18年春日井市規則第66号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、春日井市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(基本的役割)

第2条 協議会は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第1号に定める相談支援事業に関し、中核的な役割を果たすため定期的な協議を行うものとする。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会に、専門的事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を協議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委

員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(参考人の出席)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、その会議に、優れた識見を有する者その他の参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。

春日井市地域自立支援協議会委員名簿

区 分	職 名 等	氏 名	所 属 団 体 等
相談支援事業を行う者	課長補佐	内藤 博之	愛知県心身障害者コロニー運用部 療育支援課
指定障害福祉サービス事業者	自立支援部門部門長	廣野 誠	春日井市居宅介護支援事業所連絡会
	春日井営業所長	日比野 勤	春日井市居宅介護支援事業所連絡会
保健及び医療関係者	主査	野崎 和子	春日井保健所
教育及び雇用関係者	高等部主事	椎葉 林蔵	春日台養護学校
	上席職業指導官	田中 清仁	春日井公共職業安定所
障害者関係団体の代表者	支部長	田中 隆司	春日井市身体障害者福祉協会
		猪又 博子	春日井市肢体不自由児・者父母の会
	研修係	松山 ミヨ子	春日井市手をつなぐ育成会
	副会長	藤原 博恵	春日井地域精神障害者家族会むつみ会
優れた識見を有する者	研究員	佐藤 真澄	日本福祉大学
地域福祉関係者	主査	加藤 鉦明	春日井市社会福祉協議会

【オブザーバー】

春日苑障害者生活支援センター

障害者生活支援センター かすがい





障害者生活支援センター あっとわん

障害者生活支援センター JHNまある



春日井市内の相談支援事業



委託先	社会福祉法人 恩賜財団愛知県同胞援護会	社会福祉法人 養楽福祉会	NPO法人あっとわん 	NPO法人ネットワーク駒来の家
名称	春日苑障害者生活支援センター	障害者生活支援センター かすがい	障害者生活支援センター あっとわん	障害者生活支援センター JHNまある
対象	身体障害	知的障害	障害児	精神障害 
住所	廻間町703番地1 春日苑 	浅山町1丁目2番地61 総合福祉センター	中央台1-2-2 サンマルシェ南館B1	長塚町1-138 長塚公民館内
電話番号	0568-88-7637	0568-87-6401	0568-91-5557	0568-32-3655
FAX番号	0568-88-5704	0568-87-6402	0568-92-5481	0568-32-3655
対応時間	月～土 9時～17時 ● 面接・訪問については要予約 上記以外は電話転送にて対応	月～金 9時～16時30分 ● 面接は予約優先、訪問は要予約 上記以外は電話転送にて対応	月～金 9時30分～17時 ● 面接・訪問については要予約 上記以外は留守電・FAX対応	月～金 9時～17時 ● 面接・訪問については要予約
相談内容	(1)生活相談 (2)障害福祉サービス等の利用援助 (情報提供・相談等) (3)社会資源を活用するための支援 (各種支援サービスに関する 助言・指導等) (4)権利擁護のために必要な支援 (5)専門機関の紹介 (6)ピアカウンセリング支援	(1)生活相談 (2)障害福祉サービス等の利用援助 (情報提供・相談等) (3)社会資源を活用するための支援 (各種支援サービスに関する 助言・指導等) (4)権利擁護のために必要な支援 (5)専門機関の紹介 (6)就労支援 	(1)生活相談 (2)障害福祉サービス等の利用援助 (情報提供・相談等) (3)社会資源を活用するための支援 (各種支援サービスに関する 助言・指導等) (4)権利擁護のために必要な支援 (5)専門機関の紹介	(1)生活相談 (2)日常生活に関する困難、 不安への支援 (3)就労支援等生活を高めるため の支援 (4)障害福祉サービス等の利用 援助(情報提供・相談等) (5)社会資源を活用するための 支援(各種支援サービスに関 する助言・指導等) (6)権利擁護のために必要な支援 (7)専門機関の紹介 (8)ピアカウンセリング支援 (9)啓発事業

平成19年度 障害者相談支援センター事業所別相談件数

4月分 250 件

	面接	電話	訪問	その他	合計
春日苑(身体)	14	101	35	27	177
かすがい(知的)	1	5			6
JNHまある(精神)	6	28		19	53
あっとわん(障害児)	11	3			14
計	32	137	35	46	250

5月分 292 件

	面接	電話	訪問	その他	合計
春日苑(身体)	17	74	27	8	126
かすがい(知的)	31	32	14	4	81
JNHまある(精神)	8	45	2	15	70
あっとわん(障害児)	13	2			15
計	69	153	43	27	292

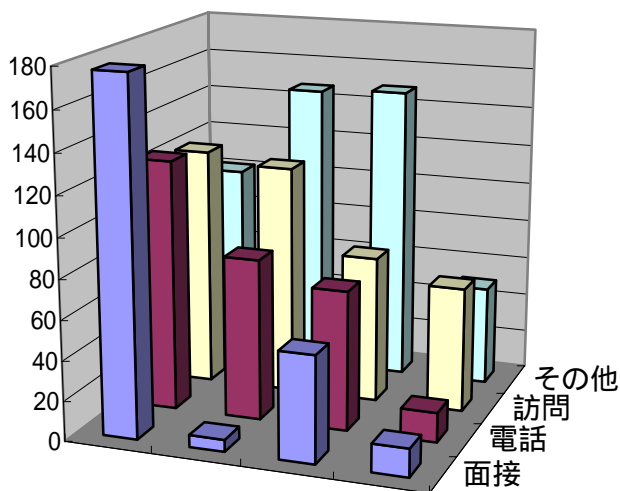
6月分 374 件

	面接	電話	訪問	その他	合計
春日苑(身体)	13	65	43		121
かすがい(知的)	26	63	27		116
JNHまある(精神)	7	41	0	26	74
あっとわん(障害児)	37	17	4	5	63
計	83	186	74	31	374

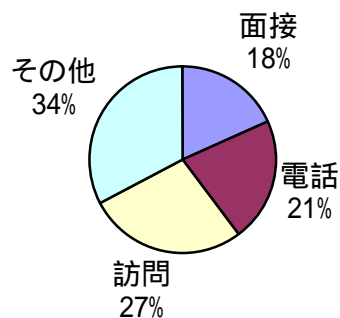
7月分 447 件

	面接	電話	訪問	その他	合計
春日苑(身体)	8	45	48		101
かすがい(知的)	15	91	41		147
JNHまある(精神)	30	95	1	23	149
あっとわん(障害児)	32	16	0	2	50
計	85	247	90	25	447

その他: FAX、文書、受診同道、施設見学等



■面接 ■電話 □訪問 □その他



■面接 ■電話 □訪問 □その他

平成19年4月～7月分 相談記録票 (相談内容別)

(1)生活相談

	4月	5月	6月	7月	合計
春日苑(身体)	77	75	120	105	377
かすがい(知的)	0	30	16	24	70
JHNまある(精神)	23	38	34	85	180
あっとわん(障害児)	12	10	37	31	90
	112	153	207	245	717

(2)福祉サービスの利用援助

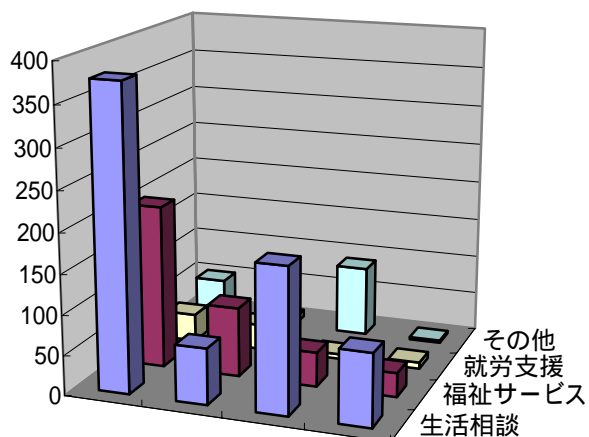
	4月	5月	6月	7月	合計
春日苑(身体)	73	25	49	57	204
かすがい(知的)	5	26	29	27	87
JHNまある(精神)	10	17	8	8	43
あっとわん(障害児)	2	5	11	12	30
	90	73	97	104	364

(3)就労支援

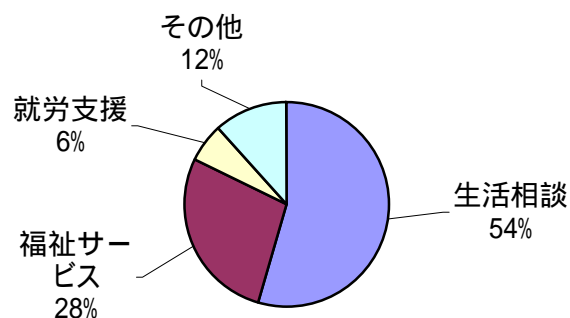
	4月	5月	6月	7月	合計
春日苑(身体)	3	7	12	13	35
かすがい(知的)	1	17	4	10	32
JHNまある(精神)	1	1	2	2	6
あっとわん(障害児)	0	0	3	5	8
	5	25	21	30	81

(4)その他

	4月	5月	6月	7月	合計
春日苑(身体)	24	19	7	1	51
かすがい(知的)	0	8	1	0	9
JHNまある(精神)	19	14	30	26	89
あっとわん(障害児)	0	0	1	2	3
	43	41	39	29	152



■生活相談 ■福祉サービス □就労支援 □その他



■生活相談 ■福祉サービス □就労支援 □その他

元気ショップのご案内

(市役所1階市民ホール)

障がいのある人が心をこめてつくった『焼きたてパン』や『手作り作品』を販売しています。新たに『手づくり豆腐やお菓子』の販売も加わりました。ぜひおこしく下さい。



曜日	時間	販売品	事業者
月	10:30 ~ 14:00	スカーフ、 陶器等	あざみの家
火	11:30 ~ 14:00	焼きたて パン	ワーカー鷹来
水	11:30 ~ 14:00	焼きたて パン	なかぎり ワークス
木	11:30 ~ 14:00	焼きたて パン	ワーカー鷹来
金	11:30 ~ 14:00	焼きたて パン	なかぎり ワークス
金	14:00 ~ 15:30	豆腐、 菓子等	ナップの森



祝祭日は販売していません。

ご来店を
お待ちしております！



春日井市障害者授産品販売促進事業要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市庁舎において障害者自立支援法第36条に基づく指定障害福祉サービス事業者等（以下単に「障害福祉サービス事業者」という。）の利用者が製作した授産品（以下単に「授産品」という。）を販売することについて必要な事項を定めるものとするを目的とする。

(設置)

第2条 授産品を販売する場所を提供することにより、障害者の就労を支援するとともに障害者への理解を深めるため、授産品販売コーナー（以下「元気ショップ」という。）を市役所市民ホールに設置する。

(出品事業者の登録)

第3条 元気ショップに出品できる者は、市内の障害福祉サービス事業者等であって、出品を希望する事業者のうち、登録を受けたものとする。

2 前項の登録は、障害福祉サービス事業者等の申込みにより行うものとする。

(登録の申込み等)

第4条 前条の登録を受けようとする者は、春日井市元気ショップ出品申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、出品が適当と認めるときは、春日井市元気ショップ出品承諾書（第2号様式）を前項の申込者に交付するものとする。

3 市長は登録の承諾をする場合において、必要な条件を付することができる。

4 前項の規定により登録の承諾を受けた事業者（以下「出品事業者」という。）は、第1項の申込書に記載された事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(販売品)

第5条 元気ショップにおいて販売できる品は、出品事業者の利用者が製作した授産品とする。

(販売責任者等)

第6条 出品事業者は、授産品の販売に当たっては、販売責任者を置かなければならない。

2 販売は、各出品事業者が責任を持って行うとともに、売上金等の管理は、各出品事業者が行うこと。

障害者授産品販売促進事業(元気ショップ)売り上げ

単位:円

ショップ名	5月	6月	7月	計
あざみの家	168,780	151,970	107,800	428,550
販売日数	4	4	4	12
ワーカー鷹来	332,470	380,980	304,930	1,018,380
販売日数	8	8	9	25
なかぎりワークス	290,400	437,800	385,830	1,114,030
販売日数	7	9	8	24
ナップの森		107,350	58,450	165,800
販売日数		5	4	9
計	791,650	1,078,100	857,010	2,726,760

